

## 令和2年度香川県男女共同参画審議会 議事概要

### 1 日時

令和3年1月22日(金) 13:30~15:30

### 2 場所

県庁12階第1・第2会議室

### 3 議事

- (1) 会長の選任等について
- (2) 男女共同参画の推進状況等について
- (3) 男女共同参画社会に関する意識調査の結果について
- (4) 次期「かがわ男女共同参画プラン」及び「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」の骨子案について

### 4 委員の出席状況

〔出席委員 13名〕 安藤幸代委員、安藤照文委員、伊賀瀬委員、池田委員、越智委員、春日委員、上川委員、河内委員、佐藤委員、柴田委員、高塚委員、藤本委員、吉岡委員

〔欠席委員 2名〕 徳倉委員、中村委員

### 5 議事内容

【事務局】(会議の公開(傍聴人なし)、政策部長挨拶、委員紹介、会議の成立、配布資料確認)

#### 議題1 (会長の選任等)

【事務局】(会長選任〔委員の互選により柴田委員を会長に選任〕)

#### 【会長】

会長就任にあたっての挨拶

【会長】(会長代理の選任、苦情処理専門委員の選任)

#### 議題2 (男女共同参画の推進状況について)

#### 議題3 (男女共同参画社会に関する意識調査の結果について)

【事務局】(令和元年度の進捗状況及び男女共同参画社会に関する意識調査の結果について説明)

#### 【会長】

これまでの説明について、委員の皆様の御意見・御質問を頂戴したい。

### 【委員】

何回か前の審議会で、県の審議会等のうち、指定難病審査会とがん対策推進協議会がん登録部会の女性委員が0人だと教えていただいたが、これは今も同じような状況になるのか。意識調査の結果でも政策・方針決定のところに女性が参加したほうがいいという意見もあるので、施策として掲げている以上、何かこの0を解消できる方法がないのか。御説明された意味もわかるし、専門的な指定がありそこで制限されているのも重々わかった上で、それでもやはり女性の医師はいらっしゃると思うし、経験を積んでいらっしゃる女性の先生方も多いとは思っている。そういうところも踏まえて、今後何か効果的な、ここに女性を組み込むというような方策として、県が考えているものがあるならばそれも踏まえて教えていただきたい。

### 【男女参画・県民活動課】

指定難病審査会については、現時点でも0人である。この委員改選の際に、医師会へ推薦をお願いしているが、指定難病審査会については、難病認定をするかしないかの判断をする委員会で、専門性のある、あるいは指導的立場にある先生をとということでお願いしたところ、男性委員の推薦があり、女性委員は0になっている。

がん対策推進協議会がん登録部会も同じような理由で今も0になっている。

おっしゃるとおり、女性委員を1人でも増やしていくことが必要で、当課においても委員改選等々の時に関係課へお願いにあがっており、関係課でも推薦をいただく先に香川県の男女共同参画の趣旨をお伝えしてお願いしているが、なかなか進んでいかない状況で、これを抜本的に改善するとか飛躍的にこうするというようなことは、今のところは難しいとは思っている。

ただ、他の審議会等については、女性委員が増えてきている審議会等もあるので、こういったことを継続して進めることで女性委員の数を増やしていけるのではないかと考えている。

### 【委員】

もちろん他の審議会の女性の数を増やしていただくのも確かに重要だと思うが、やはり0というのが、どうしても重要な難局の場面では女性はなかなか参加しづらいのかというような印象を持ってしまう可能性も若い方だと出てくるかもしれない。なので、この0をなんとか解消できるように。私も全国的に調べてみると、新潟県では、同じように指定難病とかがんのところに同じような意見が出ていて、理由も同じようなことを書いているが、他県では当然、女性で指定難病の中に入っているところもあったので、何とかここを解消できるように、意識改革に向けてお願いしたい。

### 【会長】

司会の私が意見するのもあれだが、D評価ということで、しばらく改善が見られない状況なので、おそらく静観しているのみでは何も変わらないのではなかろうかと思っている。ここは委員の構成まで少し踏み込んで考える必要があるのではないかと。従来の委員を女性に置きかえるというだけでなく、女性が入れるような形で委員の構成を再検討いただくことで、女性を増やすということもあるのではと思っているので、是非御検討をお願いしたい。

#### 【政策部長】

会長のおっしゃるとおり、私は政策部に異動してきた時に、この数字のトレンドを見て、これがまずいのではないかとまず思った。というのは、数字が落ちてきている。これはおっしゃるとおり、いわゆるクォーター制ではないが、何らかのことを実質的にしないと、40%には絶対届かないのではないかということを職員にも伝えたところであり、その実効性のある方策というのをまさに考えてきていたところであるが、構成の変更などが非常にヒントになるのかなと改めて思ったので、しっかりと動かしていけたらと思っている。

#### 【委員】

県の審議会等に占める女性の割合に関連して、できれば次回の資料から各審議会等の女性委員割合の一覧表をいただけたら、議論が深まるかと思うのでよろしくお願ひしたい。

それと、男女共同参画社会に関する意識調査の回答数について、60歳以上の方が半数以上ということだが、これは調査対象自体も60歳以上の方が多かったのか。若い人の回答割合が低かったということか。

#### 【男女参画・県民活動課】

サンプルの抽出方法は、選挙人名簿に基づく層化二段無作為抽出法で、市町ごとに人数割をし、選挙人名簿の中からランダムに人を選んできているため、送付先の年齢別というのがわからない。また、その中で回答された方もランダムになっているので、結果として60歳以上の方の回答が多かった。

#### 【委員】

若い人の意見というのも男女共同参画において反映していく必要があると思うので、できればもう少し若い人の声を吸い上げるような調査の方法等を検討していただきたい。

#### 【委員】

資料4の10ページ、「女性の参画が必要と思われる分野」について、政治の場で女性が非常に少ないというのが表に表れている。一昨日から、カマラ・ハリスさんがアメリカの副大統領として非常にクローズアップされており、期待があるのかなと思っているが、日本において、女性の政治家が非常に少ないことは、女性が出にくいということだろうと思う。だから、ある程度政治家のクォーター制を取り入れるなどしないと、女性の政治家が出てきにくいのではないかと感じているので、是非そのあたりの意識改革をお願いしたい。

#### 【男女参画・県民活動課】

政治における女性の参画について、国の動きを御紹介させていただきたい。平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められた。しかし、おっしゃるとおりなかなか候補者の選任が難しいようになっており、政治分野の遅れが国

においても非常に問題視されている。資料 10 に、第 5 次男女共同参画基本計画の資料を付けているので、こちらを御覧いただきたい。この中で、ジェンダーギャップ指数が 153 か国中 121 位となっており、特に政治分野の参画が非常に少なくなっている。国においても、立候補や議員活動と家庭との生活の両立の困難さ、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメント、などが要因で進捗が遅れているのではないかと考えられており、第 5 次計画では、政治分野についても女性を参画するように動きがある。

**【委員】**

子宮がん検診の受診率がずっと C 評価であるが、夜間の検診や女医による検診とかはどうなのか。

**【健康福祉総務課】**

子宮がん検診については、若い世代の受診率の低さが全体の受診率が上がらない一つの原因になっているので、そちらのほうに力を入れる必要があると考えている。

また、夜間や休日に受診機会を確保することについて、夜間の方はちょっと手がついてないが、今年度から 10 月の「かがわマンモグラフィサンデー」に合わせて子宮頸がんの検診バスも派遣し、乳がんと子宮がんを一度に受けられるような取組を開始している。

**【会長】**

先ほど委員から御意見のあった女性の政治参画について、世界的にも非常に数字がよくないということで深刻な問題だと思っている。これは直ちに改善するのはたしかに難しいことなのかもしれないが、民間団体で女性の政治意識を高めようという活動をされている方々もいるので、そのような団体に対する支援も県からお願いできればと思う。そうやって少しずつ改善していく方法もあると思うのでよろしくお願ひしたい。

それでは、次の議題について、事務局からの説明をお願いします。

**議題 4 (次期「かがわ男女共同参画プラン」及び「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」の骨子案について)**

**【事務局】**(次期「かがわ男女共同参画プラン」及び「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」の骨子案について説明)

**【会長】**

議題 4 について、委員の皆様の御意見・御質問を頂戴したい。

**【委員】**

配偶者暴力防止及び被害者支援計画について、子どもからの親に対する暴力はここでは関係ないのか。

### 【子ども家庭課】

この計画自体は、配偶者や内縁関係にある者からの暴力が対象なので、子どもから親に対する暴力はこの計画には含まれていないが、県の施策としては、配偶者暴力相談支援センターにも位置付けられている婦人相談所で、配偶者の暴力に加えて、今御指摘いただいた子どもからの暴力や、その他の同居親族からの暴力などについての相談に対応している。

### 【委員】

資料7、第4次プランの重点目標8について、現在、国においても地方創生にすごく力を入れていると思うし、香川県でも地方創生総合戦略で地域から変えていこうというような動きがある。そういう意味では、この「地域における男女共同参画」という言葉も国や県の動きを意識して、地域から変えていくというような内容に踏み込んで変えてみてはどうか。

2点目は少し細かいところになるが、重点目標5(2)と重点目標6(2)について、労働者の環境づくりというところでまとめてもいいのではないかと思ったりもするが、内容的に違いがあるのであれば、その違いを明確にしたほうがいいのではないか。

最後に、これは希望ではあるが、配偶者暴力防止及び被害者支援計画について、もうそろそろこの「配偶者」という言葉から脱却してはどうか。法律上はもちろん「配偶者」で広く考えて、同居の恋人まで含む形にはなってきているが、現実問題はもっと暴力が広がってきている。神奈川県のように、「配偶者」という言葉をやめて「DV防止・被害者支援プラン」という名前にし、広くその問題に踏み込んで守っていこうという姿勢を示しているところも出てきているので、香川県も「配偶者」という言葉から脱却して、もう少し広い視点での言葉を使ってみるのもいいのではないか。

### 【男女参画・県民活動課】

まず、重点目標5(2)と重点目標6(2)について、たしかにこの項目だけを見ると、違いがわかりづらい点はおっしゃるとおりである。5(2)には、今セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止する責務が雇用主に生じているので、そのあたりも加えて書いていきたいと考えている。

また、6(2)には女性活躍の視点から、女性が自分が働きたいような体制や、そういった環境のもとで自分の能力を発揮できる、そういった視点で書いていきたいと考えている。

配偶者暴力防止及び被害者支援計画の「配偶者」については、法律のほうを引っ張ってきてのこととなるが、わかりやすく、どういった表現がよいのかを考えていきたい。

地方創生については、おっしゃるとおり国の計画でも地域における男女共同参画というのは非常に力を入れてやっている。県においても、現在も地域団体や市民団体の方と協働して地域から意識改革を図る地域における男女共同参画の推進に取り組んでいるところであり、これからも力を入れて書いていきたいと考えている。施策の文言については、もう少し踏み込んだという御意見をいただいたので、どういった文言が適切なのか考えたい。

### 【委員】

配偶者暴力防止及び被害者支援計画に「医療関係者等の理解の促進」が方策で出されているが、

医療機関へDVの疑われる患者さんがどれくらい相談にきているのかということは集計されているのか。以前、医療機関にいたときに、夜になればそういう患者さんが来られて、病院としてはどこにどうつないでいくかが課題にはなっていたと思うが、そのあたりはどのようにされているのか教えていただきたい。

#### 【子ども家庭課】

現在、配偶者暴力相談支援センターと医療機関との連携については、まず相談窓口の周知ということで、啓発の資料等を医療機関へ送付している。それ以外には、医療機関に相談に行かれてからつながってくる方も多くいることから、それについては個別の事例の状況に応じた連携を行っている。加えて、近年、児童虐待対応とDV対応の連携強化が求められている中、児童虐待対応に関しては、市町において要保護児童対策地域協議会という地域で子どもを見守るネットワークがあり、そこには教育や医療の関係機関も参画している。そこに婦人相談所の職員等が出席して、DV被害者の方が地域にいらっしゃる場合のつなぎ方や相談窓口についての周知等を行っている。今後も引き続きそのような取組みを強化しながら、必要な方がすぐに適切な窓口につながるように支援を行ってまいりたい。

#### 【委員】

現状として、子どもの場合は親の許可なく常につなげるというのはもう徹底されてきたと私も理解しているが、やはりその対象が大人になるとか、いろいろ複雑になってくるからかもしれないが、そのところははっきりとこうするというような方策はまだできていなかったように思うので、そのあたりを具体的にしていきたい。施策のところでは医療機関とのということも出すとすると、先生方との連携というのが必要なのではないかと感じている。

#### 【委員】

資料7、第4次プランの5(2)がハラスメント対策という話だったが、この重点目標5は男女ともだと思うが、ハラスメント対策とうまくマッチしないという印象がある。私としては、重点目標6(1)は強力に進めていただきたいと思うが、女性が働く上でセクハラやマタハラなどのハラスメントについても結構障害になっているので、重点目標5(2)の労働者が安心して働ける環境づくりというのはハラスメント対策という意味なのか。

#### 【男女参画・県民活動課】

ハラスメント対策が中心のような説明になってしまい申し訳ないが、労働者が安心して働ける環境づくりについては、当然働き方改革によって変わってきた部分もあるので、それがメインになり、ハラスメント対策はそういったところに入っていくということである。

#### 【委員】

時間外労働の削減、働き方、休み方の見直しを含めた働き方改革全般が入るという理解でよろしいか。

**【男女参画・県民活動課】**

はい。

**【会長】**

今の働き方との関係で私も気になっているが、女性の雇用形態をもう少し安定的に進めていくというのはどの部類に入るのか、そういう施策も入れるのか。

**【労働政策課】**

重点目標5(2)は、現在も働いている方を対象とした取組みになり、重点目標6(2)については、現行プランでは再就職支援や能力等の向上等に関する内容になっている。そういった中で、正規・非正規といった女性の雇用形態に関して、また、働き方改革関連法にもある同一労働同一賃金などの周知・啓発も含めて、重点目標6(2)で検討していきたいと考えている。

**【委員】**

資料7の第3次と第4次を比較すると、第4次の重点目標12では「女性」を除いていたり、重点目標13の「女性」という表現を「女性等」という表現にしていたりする。そういった今の時代を反映した部分で、女性に限らないということの意味しているのではないかと思うが、そのへんいかがか。

あと、数字の確認だが、子ども女性相談センターでは、子どもの相談も受けると思うが、相談件数はこれの総数なのか、その中で女性に限ったものの件数なのか。

**【男女参画・県民活動課】**

重点目標13「困難を抱えたあらゆる女性等」の「等」については、国の計画においても「女性等」ということで、例えばひとり親は母子家庭もあれば父子家庭もあり、困難を抱えた父子家庭のお父さん方の支援なども入ってきているので、それを踏まえて「等」を入れている。また、父子家庭だけではなく、生活困窮世帯の方などの困難を抱えた方も含むということで「等」を入れている。

また、重点目標12「生涯を通じた健康支援」で「女性」を取っているのは、こちらも女性に限った問題ではないためである。

**【子ども家庭課】**

資料8(3)の子ども女性相談センターでの相談件数は、配偶者等からの暴力に関する相談受付件数である。児童に関する相談や、例えば女性からの生活困窮、健康面の相談、もしくは先ほど御指摘のあった子どもや親族からの暴力に関する相談というものは含まれておらず、配偶者もしくは内縁の夫・内縁の妻からの暴力に関する相談受付件数となっている。

**【委員】**

昨年だったと思うが、観音寺市において女性だけの防災組織というのが発足された。私は消防団の団員としても活動しているが、第4次プランにおいて、基本目標Ⅲに「防災における男女共同参

画の推進」が加わったのは非常にいいことだと思う。今後予想される大規模災害等の時に、やはり消防団だけではどうしようもないこともあるだろうし、女性だけのそういう防災組織ができたということで、そこでの連携とかが非常に重要になってくると思っている。私がたまたま知っている観音寺市ではそういうことだったが、他の市町ではこのような女性防災組織はできてきている状況なのか。

#### 【危機管理課】

他の市町での女性防災組織というのは正直なところ今は掘めていない状況だが、皆さん御存知のように香川県婦人団体連絡協議会でも女性防災「志」の活動をされており、また、先ほど現計画の進捗状況の結果であったように、女性防災士の数も増えてきており、女性の防災意識が高まっている。そういった点で委員に御指摘いただいたように、いろんな場面で活躍が期待できることから、今後、市町や自主防災組織を通じて、女性を含めた総動員の防災体制の構築を促進してまいりたい。

#### 【委員】

資料7について、第4次の重点目標5と6の分け方がなんとなくわかりにくいというのが正直なところだが、その理由はなんなのか。第3次の重点目標7(2)は第4次にはなくなったという整理になるのか。第4次の重点目標6(2)に同一労働同一賃金は入っているということだったと思うが、この辺の組み合わせの仕方というのは何か難しいのか。また、重点目標5の「新しい働き方」というのは、どこまでのラインの新しい働き方という言い方でとらえるのがいいのか。

#### 【労働政策課】

施策の方向のところではいろいろと合わさった中で、今後の取組みの方向を細かく施策の内容を考えていく上で、きちんと整理をしていけたらと思うが、今後の整理についても、これだけを見た段階で非常にわかりにくい表現になっていると思うので、その辺りはまた検討させていただきたい。

#### 【委員】

次期プランでも数値目標は設定されると思うが、先ほど出ていた評価がDのところ、どう考えるのがいいのか。保育所の待機児童数の目標値が年度当初も年度途中も0人になっているが、これは第4次も数値目標は0にするのか。それとも実態に合わせたような数字にして、A・B評価とやっっていこうとするのか。

#### 【子ども家庭課】

待機児童数の目標数値は、国の「子育て安心プラン」に合わせて設定しており、12月には「新子育て安心プラン」が発表された。香川県においても「香川県健やか子ども支援計画」で令和2年から令和6年度の保育の量の見込みと、それに対する確保方策について5年間の計画を立て、それに基づいて待機児童の解消に努めている。その数値を全国的に集計したものが国の「新子育て安心プラン」の受け皿整備計画となっている。国の目標値がこれまでも今後も0人となっており、県も併せて待機児童解消に向けて0人を目標に今後も努めてまいりたい。

### 【委員】

今の小学生や小学生のお子さんを持つ家庭の様子について、お話しさせていただきたい。私が若い頃と今とを比べると、早く帰さなければいけない事態が起きても家庭に帰せない子や、子どもを引き取ってくれない家庭が増えているように感じている。その背景は、昔のような大家族から核家族化になり、子どもの面倒を誰が見るのが課題になってきているのが現状なのではないかと思う。どうすれば父親も家事に参加できるのか、また、母親も経済的に困らないようにできるのかを、考えていただけたらありがたい。

一般企業では、結婚や出産にあたり、どうしても仕事を辞めざるを得なくなったり、育休が終わって復帰する際に、同じ会社で同じポジションに戻れることはまだまだ少ないのではないかと思う。そういったところの整備などが県の施策としてできるのであればありがたいのではないかと。

また、保護者も働かないと生活できないため、すぐに子どもを預けて働きに出る。だから、休業中も幾ばくかの支援が出せるような制度がきちんと整えばいいのではないかなと、個人的には漠然とだが思っている。具体的にどうすればいいかはわからないが、せめて小学生の間は、家でお父さんでもお母さんでもちゃんと子育てに関われるような環境を整えばありがたいと思う。

### 【男女参画・県民活動課】

我々も意識改革を進めており、意識調査の結果を見ると、夫は働きに出て妻が家を守る事が当たり前だということに対して反対する方は増えているが、それでは実際に夫が家事・育児に関われるのかということ、実態はなかなかまだ難しいのかなと。国の白書の中でも、夫が家事に関わる時間というのはそう増えてはいない。となると、意識は先行しているが、実際家事・育児に夫が関わる時間はそう増えていないということになる。夫をどのように家事・育児のほうに誘っていくのか、といった施策についても考えていきたいと思っており、地域全体で共働きの家庭の子どもたちを支えていける施策というのも必要ではないかと考えている。

### 【会長】

それでは他に委員の皆様から御意見がないので、意見交換は終了させていただきたい。様々な御意見をいただいたので、事務局は本日の議論を参考に、両計画の策定作業を進めていただきたい。他に事務局から何か連絡事項はあるか。

### 【事務局】

(次期「かがわ男女共同参画プラン」策定スケジュールについて説明)

### 【会長】

以上で、本日の会議を終了する。

### 【事務局（政策部長）】

本日は会長をはじめ、委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御意見をいただいたことに御礼申し上げます。今日いただいた御意見を十分参考にしながら両計画を作り上げていきたい。